

# 大磯町歴史的建築物の保存及び活用に関する条例骨子（案）に対する 意見募集（パブリックコメント）の実施結果について

「大磯町歴史的建築物の保存及び活用に関する条例骨子（案）」に対する  
意見募集（パブリックコメント）を実施いたしましたので、いただいた意見に対す  
る町の考え方を公表いたします。

貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

## 意見募集等の概要

### 1 募集期間

令和2年6月1日（月曜日）から令和2年6月30日（火曜日）

### 2 周知方法

広報おおいそ6月号及びホームページへの掲載

### 3 閲覧場所

町民情報コーナー（役場本庁舎及び国府支所）、都市計画課窓口、町ホームページ

### 4 意見の提出方法

郵送、ファクシミリ、電子メール、直接持参

## 意見募集等の結果

1 意見提出者 3人

2 意見件数 11件

3 意見の反映状況

区 分	記 号	件 数
条例に反映したもの	A	1
条例に既に位置づけられているもの	B	2
今後の取組等の参考とするもの	C	3
条例に明文化できなかったもの	D	1
その他	E	4

問い合わせ先 大磯町都市建設部都市計画課開発指導係  
電話 0463-61-4100 内線 242

本条例骨子に関連したご意見

No.	意見の要旨	町の考え方	反映
1	維持管理に主眼が向いているように伺えるが、施設の活用方法も大勢の人々に来訪していただくために重要と考える。	保存活用計画の中で、対象建築物の活用計画について明記していただき、適当と認める時は、保存建築物として登録する事としています。	B
2	(保存建築物登録の申請・登録)の項、[保存活用計画]を[保存及び活用の計画]とした方が、活用計画の記述が無くても良いと判断されてしまう恐れが無く、保存と活用を並列に記述した方が良いのではないかと。	国土交通省「歴史的建築物の活用に向けた条例整備ガイドライン」に従い、保存活用計画としています。	D
3	■保存活用計画の記載内容(例) ○地震・火災に対する安全性向上のための改修計画、※建築基準法に適合させることが困難な部分の代替措置を記載について、[困難な部分の代替措置]を[困難な部分と理由を]とした方が、代替措置の指示まで時間が設けられ良いのではないかと。	条例の運用にあたり、保存活用計画の記載内容について検討してまいります。	C
4	○維持管理に関する事項について、重要事項の為、建物と消火設備、火災報知設備は明確に分けて記載した方が良いのではないかと。	条例の運用にあたり、維持管理に関する事項の記述の方法について検討してまいります。	C
5	保存活用計画作成にあたり所有者には、費用がかかるので、保存活用計画は作ったが、最終的に、保存建築物として登録できなかった等が生じないようにしてほしい。そのための事前の打合せ、関係機関との連携をして作成の目途が立つようにしてほしい。さらに言えば、必要となる各調査費の助成なども盛り込むことが出来れば、より具体的な施策となるのではないかと。	所有者等による保存活用計画の作成にあたっては、関係機関との連携のもと、十分な支援を行ってまいります。 調査費等の助成については、条例の運用にあたり参考にさせていただきます。	C

6	文化財登録指定までは至らないものの、歴史的な建築物は町内に散在している。対象建築物に景観重要建造物を加えてはどうか。	まちづくり審議会においても、同様の意見が寄せられています。対象建築物に景観重要建造物を加える方向で修正いたします。	A
7	特定行政庁との連携を検討 大磯町における歴史的建築物の価値を守る環境があることを理解してもらわねば、結局確認申請と同じ内容になるよう指導されてしまう。そのようなことが無いよう定期的に打合せ、その際に適切な説明が必要だと思う。	本条例の対象建築物として登録されることにより、建築基準法第3条第1項第3号の指定申請へと進み、特定行政庁による指定がされれば、建築基準法は適用除外となります。 なお、保存活用計画の作成、登録申請、建築基準法第3条第1項第3号の申請にあたっては、申請者、町、特定行政庁において適切な打ち合わせ等を行なってまいります。	B

#### その他質問等

8	大磯は歴史も古く、近代になっては別荘地の先駆けとしての歴史もあり。日本人が喜ぶ優れた洋館や、インバウンドで訪れて景観と共に日本家屋の良さを体感できる伝統的家屋がある。しかし、別荘は個人所有などもあり今後は個人邸も含めて登録文化財を増やす施策も必要だと思う。	文化財登録、指定及び景観重要建造物の指定について、制度の周知に努めてまいります。	E
9	歴史的建築物は様々あるので、一律の制度ではその価値を守りながら建築基準法の趣旨である災害安全性などを担保出来ない。洋館にも伝統家屋にも共通の保存活用計画は極めて困難なので、戸別建物の特徴を踏まえながら柔軟な制度にし、町民が自ら住宅を文化財と認めやすい町指定有形文化財を増やす制度を作って欲しい。	本条例の適用にあたっては、基本的には文化財や景観重要建造物の指定後に、保存活用計画を提出いただく流れとなります。 保存活用計画は各建築物の建物や敷地の特徴を踏まえ、個別具体的に作成していただくこととなります。	E

10	<p>対象建築物のみが永らえても、周囲の景観が全く変わってしまわないように、対象の範囲、具体的に言えば、両隣や、向かい側等の建築物の改修等についても景観を考慮したものであれば、何らかのインセンティブを与えるなどを与えるなど景観を点から線、線から面に広げていければ、素晴らしい街並みに変わると思う。</p>	<p>当該建築物の周囲環境保全については、大磯町景観条例において、位置づけております。</p> <p>歴史的建築物に近接する建築物や工作物は、配置、形態、意匠、外構囲障等については、調和を図ることとしております。</p> <p>今後も歴史的建築物と調和した街並みの形成に努めてまいります。</p>	E
11	<p>伝統的建造物群保存地区を目指してはどうか。町の歴史はその価値を有するものですが、年々その価値を伝える建物が失われているのは何とも惜しい。</p>	<p>町全体の歴史的建築物の配置等を踏まえ、地区指定の必要性を検討してまいります。</p>	E